

# 青森県報

第四千三百七十一号

平成二十九年  
十一月六日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

○難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………(保健衛生課) ……一

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一

○道路の供用の開始……………(同) ……二

○電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(同) ……二

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除(河川砂防課) ……二

○土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(同) ……三

○土砂災害警戒区域の指定……………(同) ……四

○青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……四

○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(同) ……五

### 公 告

○争議行為の通知の公表……………(労政・能力開発発課) ……五

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域県民局) ……五

○右 同……………(上北地域県民局) ……五

### 公安委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計課) ……六

## 告 示

### 青森県告示第七百五十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十一条第二号の規定により公表する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	氏名	主として指定難病の診断を行う医療機関	担当する診療科名	変更年月日
難病指定医	植山 和正	の区分	名	を	整形外科	平成 二元・九・一
青森慈恵会病院	医療法人整友会弘前記念病院		称	行	青森市大字安田一 字近野一四六の	
			所	療		
			在	機		
			地	関		

### 青森県告示第七百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十二月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間						
1	県道	弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字城東北四丁目五の二から弘前市大字高崎一丁目一の一まで						
2	県道	西目屋二ツ井線	後	前	後	前	変更の前後別の敷地の幅員	敷地の延長	備考
			一〇・〇〇メートルから一三・九〇メートルまで	九・〇〇メートルから一〇・八〇メートルまで	二二・一〇メートルから五八・〇〇メートルまで	二二・一〇メートルから五八・〇〇メートルまで	五六・〇〇メートル	九四三・〇〇メートル	

青森県告示第七百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十九年十二月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字城東北四丁目五の二から弘前市大字城東北四丁目五の一まで	平成二九・二・六
県道西目屋二ツ井線	中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林第一一五林班は二小班から中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢国有林第一一五林班ハ小班まで	二九・二・七

青森県告示第七百六十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項

の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

道路の種類	路線名	区間
県道	町居平賀停車場線	平川市本町平野一八の三から平川市柏木町藤山三〇の一四まで

青森県告示第七百六十二号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備えて縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 本町土砂災害警戒区域及び本町土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次

(図面省略)

二 栄町三丁目一号土砂災害警戒区域及び栄町三丁目一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 古間木一丁目一号土砂災害警戒区域及び古間木一丁目一号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 春日台一丁目土砂災害警戒区域及び春日台一丁目土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

次

(図面省略)

青森県告示第七百六十三号

土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項において準用する同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

春日台二丁目二号土砂災害警戒区域

一 解除する区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第七百六十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 本町土砂災害警戒区域及び本町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 春日台二丁目二号土砂災害警戒区域及び春日台二丁目二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第七百六十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法

律第五十七号)第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する

ので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 栄町三丁目一号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

二 古間木一丁目一号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

三沢市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

青森県告示第七百六十六号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

青森県信用組合五所川原支店  
金木出張所

五所川原市金木町朝日山

を削る。

青森県告示第七百六十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十五年九月十七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名  
十和田市西三番町一九の一五  
柏崎 六男

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本陽子から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 争議行為の目的  
生活を守る賃金と雇用の確保等
- 二 争議行為をなす日時  
平成二十九年十一月十日午前零時より妥結に至るまでの期間
- 三 争議行為をなす場所  
青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部
- 四 争議行為の概要  
右記の場所で全体的あるいは部分的に、あるいは断続的に全ての業務の停止をは

じめ、あらゆる形の争議行為を単独又は、併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 タグチ建築事務所
- 二 氏名 田口慎一
- 三 主たる営業所の所在地 青森市幸畑三丁目一九の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三七）第一〇〇五五二号
- 五 取消年月日 平成二十九年十月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十九年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年十一月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社菱和建設
- 二 代表者の氏名 中村光義

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字貝塚家ノ前一の一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一七七)第五〇〇一一一九号
- 五 取消年月日 平成二十九年十月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十九年十月三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

## 公 安 委 員 会

### 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十一月六日

青森県警察本部長 住 友 一 仁

- 一 物品等の名称及び数量  
電子計算機等(免許台帳ファイリングシステム県間通信装置) 賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十九年十月十二日
- 五 落札者の名称及び住所  
株式会社J E C C  
東京都千代田区丸の内三丁目四の一

六 落札金額

五十五万六千六百円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十九年八月二十三日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚三付十五円四十四銭